6　指定宅地の権利者以外の権利者等の全ての同意を得た場合の特則に係るこの政令の適用についての読替え等（第四四条の二関係）

㈠　施設建築敷地に関する権利の価額の概算額の算定及び当該価額の確定は、敷地価額に、当該施設建築敷地に関する権利を与えられる者及び当該施設建築敷地に関する他の権利を与えられる者の全ての同意を得て定めた当該施設建築敷地に関する権利の価額が当該敷地価額に占める割合を乗じて行うこととした。

㈡　施設建築物に関する権利の価額の概算額の算定及び当該価額の確定は、建築物価額に、当該施設建築物に関する権利を与えられる者及び当該施設建築物に関する他の権利を与えられる者の全ての同意を得て定めた当該施設建築物に関する権利の価額が当該建築物価額に占める割合を乗じて行うこととした。

三　都市再開発法による不動産登記に関する政令の一部改正関係

都市再開発法第一〇九条の三第六項の規定による民法第二六九条の二第一項の地上権の設定の登記の申請は、土地ごとに、一の申請情報によって行い、かつ、土地の表題部の登記の抹消又は権利変換手続開始の登記の抹消の申請と同時に行わなければならないこととした。（第五条及び第六条関係）

四　建築基準法施行令の一部改正関係

特定用途誘導地区内における既存不適格建築物について増築及び改築等をする場合の、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度に係る制限の緩和について定めることとした。（第一三七条の九及び第一三七条の一二関係）

五　都市公園法施行令の一部改正関係

一の1の㈠から㈢までに掲げる施設等の占用の期間を一〇年と定めることとした。（第一四条関係）

六　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係

宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買等の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして宅地建物取引業者の相手方等に説明させなければならない法令上の制限として、非常用電気等供給施設協定に係る承継効に関する規定、個別利用区内の宅地の使用収益の停止に関する規定並びに特定用途誘導地区内の容積率制限及び建築面積制限に関する規定を追加することとした。（第三条関係）

七　登録免許税法施行令の一部改正関係

市街地再開発事業等の施行に係る土地等に関する登記で課税するものとして、市街地再開発事業の施行者が行う個別利用区内の宅地に関する権利の処分に係る登記を追加することとした。（第四条関係）

八　施行期日

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年九月一日）から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八九号）（財務省）

1　平成三二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、一〇万枚とすることとした。（別表第三関係）

3　1に掲げる記念貨幣で、一枚を容器に入れたものの販売価格を九、五〇〇円とすることとした。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年八月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百八十五号

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年九月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年八月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百八十六号

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）の施行に伴い、及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条（見出しを含む。）及び第十六条（見出しを含む。）中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改める。

第十七条の見出し中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改め、同条中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改め、同条第一号中「第十六条の三第三項」を「第十六条の四第三項」に改める。

第十八条（見出しを含む。）中「第十六条の四第一項」を「第十六条の五第一項」に改める。

第二十六条第一項中「第二十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第二項中「第二十二条第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同条を第二十七条とする。